

令和5年3月20日

第3回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第3回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月20日(月) 午後2時00分から午後2時48分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

なし

5 遅参委員

農業委員

13番佐藤孝志委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第14号 現況確認証明申請について

第4 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第7 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第9 議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第10 議案第21号 令和5年度二本松市農作業労働賃金標準額並びに賃借料情報について

第11 議案第22号 二本松市農業委員会の所管に係る個人情報保護に
関する法律等施行規程制定について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 笹崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和5年第3回二本松市農業委員会を開
会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員19名中19名で定足数に
達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、13番佐藤孝志委員から遅参の旨、届出がありましたのでご報告いた
します。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則
第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ
くことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、7番安齋栄委員、8番安齋喜八委員の両
名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第3、

議案第14号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第14号現況確認証明申請について

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年3月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX外11筆、登記地目・畑、現況地目・山林・原野、面積計5,255平方メートル。非農地の事由、平成10年に市外に転居し、10数年前からは管理も行っていないため荒廃化が進んだものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

1番（野地太郎）委員 1番、野地でございます。議案第14号現況確認証明申請についての現地確認の報告をいたします。3月6日午後より、事務局の野地係長さん、推進委員の佐藤孝さん、推進委員の安齋秀明さんと自分の4人で確認をいたしました。内容は事務局説明のとおりであります。山林の申請がありました、2筆ほど原野っていう事で確認してきました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第14号、番号1について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第14号、番号1については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、

議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年3月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から番号3につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号4から番号5につきましては譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地に賃借権を設定するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について担当委員の調査結果の報告を求めます。

23番（安齋浩一）委員 23番、安齋です。議案第15号番号1及び番号

2について、調査内容を報告いたします。まず番号1ですが、3月14日、譲

渡人の■■■■さん及び譲受人の■■■■さんに、電話にて申請内容に間違い

ないか確認をしたうえで、3月18日午前、■■■■さん立ち合いのもと齋藤弘美

委員とともに現地調査を行いました。調査の結果、譲渡人の■■■■さんは、現在、南相馬に住んでおられて、今後も農地の管理ができないという事で、隣に畑を所有している■■■■さんに、管理して有効活用していただければという事で、今回の申請になったそうです。調査の結果、特に問題ないため、許可相当と考えます。

次に、番号2ですが、同じく3月14日、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さん、電話にて申請内容に間違いがないか確認を行い、3月18日午前、齋藤弘美委員とともに、現地調査を行いました。調査の結果、当該地は、以前に道路拡幅の際に残った、わずか4平方メートル弱の土地で、譲受人である■■■■さんの畑に隣接している事から、今回の申請という事になったそうで、調査の結果、特に問題ないため、許可相当と考えます。以上、審議のほどよろしくお願いたします。

25番（佐藤 薫）委員 25番、佐藤です。議案第15号の3について、調査の結果をご説明いたします。3月18日、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さん、農業委員の安齋喜八さんと私の4人で、現地にて調査いたしました。内容等については、事務局説明のとおりでございます。譲受人の■■■■さんの土地と隣接しておられて、非常に譲り受けられればありがたいという事でごございましたので、特に問題ないのかなど、許可相当と考えております。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

22番（武藤善朗）委員 22番、武藤です。議案第15号番号4と5につ

いて調査内容をご報告いたします。まず番号4について、去る3月15日、佐藤委員とともに、貸付人の[]さん立ち合いのもと、現地にて調査を行いました。なお、借受人の[]さんには、電話にて確認したところ、申請内容に間違いのないとの事でした。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果、特に問題なく、許可適当と考えます。次に、番号5について、当日15日、佐藤委員とともに、貸付人の[]さん及び借受人の[]さん立ち合いのもと現地にて調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果、特に問題なく許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

(午後2時12分 13番佐藤孝志委員 入室)

議長(奥平貢市)会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 それでは採決いたします。

議案第15号、番号1から番号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第15号、番号1から番号

5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、

議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和5年3月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請地周辺での共同住宅需要が見込まれるため、申請地に計画します。汚水は公共下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。昭和60年頃に建築した貸家住宅が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水は汲み取りのため発生はありません。農地区分について、申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地に該当しますので第3種農地と判断されるものであります。

番号3、事後申請になります。昭和50年頃から使用していた進入路、平成3年頃に植林した防風林が違反転用状態であることが判明したため、申請しま

す。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番、菅野です。議案第16号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、番号1について、調査内容を報告します。

3月16日午後1時30分より、推進委員の大石忠雄さんとともに、申請人の[]さんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。現地は、宅地化にされたところで、地目は名ばかりの田んぼで、住宅が並んだところ。排水も市道の排水路があり、周りは作物も栽培されていないので、特に問題がないため、許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 18番、齋藤です。議案第16号番号2について、調査内容を報告いたします。3月14日に、申請人の[]さんから内容を聞き取り、18日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。農地を転用しないまま使用していたという事で、顛末書が提

出されています。調査の結果、農地に戻すことは難しいので、今回はやむを得ず、許可をすると判断をいたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。

以上です。

34番（渡邊一正）委員 34番、渡邊です。議案第16号の3について、現地調査の結果を報告いたします。3月19日、川口委員とともに、申請が出てます■さん宅を訪れ、現地を確認いたしました。内容については、事務局説明のとおりであり、道路に面した細長い土地で傾斜地です。そういう事で、許可適当と認めましたので、皆さんのご審議よろしく願いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第16号、番号1から番号3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第16号、番号1から番号3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、

議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請が
あったので審議を求める。

令和5年3月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から番号3、当初予定より土砂の搬入が遅れているため、一時転用の
期間を延長します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

11番（菅野秀和）委員 11番、菅野です。議案第17号番号1、番号2、
番号3について報告します。なお、この議案は、昨年11月に申請された内
容です。内容は事務局説明のとおりです。2番と3番の申請人の■■■■さんと■■■■
■■■■さんは地元にはいないため、3月17日に電話で確認しました。■■■■さんとは、
■■■■さんの自宅で直接会って話をし、冬季期間中の工事のため、作業が遅れて

いるみたいだとの事でした。3枚とも、田植えまでには間に合うとの話でしたので、大丈夫かなとは思いました。現地については、3月19日に、佐藤委員と私とで確認をし、工事も始まっていたので、間に合いそうだなとの結論となりましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　それでは採決いたします。

議案第17号、番号1から番号3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第17号、番号1から番号3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第7、

議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書8ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和5年3月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、太陽光パネルのメンテナンススペースが手狭であるため、申請地に
計画します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありま
すので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、今後の生活設計を考え、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合
併浄化槽を設置し排水します。農地区分について、申請地は市街地化の傾向が
著しい区域内にある農地に該当しますので第3種農地と判断されるものであり
ます。

番号3、事後申請になります。昭和47年頃から使用していた進入路が違反
転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。
農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であ
り、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住
する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可
することができる判断されるものであります。

番号4、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。
汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低い
その他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案18号番号1について調
査内容を報告いたします。3月14日午前10時より、現地にて、行政書士の
■さんから、推進委員の大石忠雄さんと私で聞き取り調査を行いました。
譲渡人の■さん、譲受人の■さんからは電話で確認し、申請内容
に間違いのないとの事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査の結果、特
に問題がないため、許可相当と考えますので皆様のご審議よろしくお願いいた
します。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 18番、齋藤です。議案第18号番号2について、
調査内容を報告いたします。3月14日に、貸付人の■さんと、借受人の■
■さんから内容を聞き取り、18日に、安齋浩一委員とともに現地調査を行
いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りは住宅地で、排水
等も問題がないため、許可をすると判断いたしましたので、ご審議よろしくお
願いいたします。以上です。

34番（渡邊一正）委員 34番、渡邊です。議案第18号3について、現

地調査の結果報告をいたします。3月19日、譲渡人・[REDACTED]さん立ち合いのもと、川口委員と私とで現地を確認しました。内容については、事務局説明のとおりです。結果として許可適当と認めましたので、よろしくお願ひします。それと、顛末書も出てますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番（大内和長）委員 3番、大内です。議案第18号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請内容については事務局どおりであります。

16日の午後1時に、株式会社 [REDACTED]の担当者であります、[REDACTED]様に電話で申請内容について確認をいたしました。その日の午後4時、私と推進委員の武藤健之さん、貸付人の [REDACTED]さん、3名で現地で確認をいたしました。もともとは桑畑という事で、今は使用していないという事で、こういう使用していない土地を効率的に使用したいという貸付人の判断でございました。太陽光パネルを設置する畑の下については、特に耕作している土地もなく、特に問題はないと判断してきました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、それでは採決いたします。

議案第18号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第18号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、

議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求めます。

令和5年3月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、令和3年6月から受注している災害復旧工事の工期延長により、代替駐車場の完成が遅くなるため、一時転用の期間を延長します。

番号2、当初は資材置場を設置する計画であったが、倉庫を建築することとしたため、申請の計画内容を変更します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

7番（安齋 栄）委員　　7番、安齋です。議案第19号番号1について、調査内容を報告いたします。去る18日午後2時より、貸付人の■■■■さんと借受人の■■■■株式会社の会長であります■■■■氏に、遊佐一夫委員とともに、現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりで、特に問題もなく、許可適当と判断いたしました。なお、去年の3月に、この案件出まして、今年の5月31日までという事だったんですけど、1年延ばして令和6年の3月31日までという事でございます。問題ないと思いますので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

13番（佐藤孝志）委員　　議案第19号番号2について、調査結果を報告いたします。3月14日午前11時、私と推進委員の大内信一さん、それから■■■■さん、この3名において、議案書並びに案内図、それから現地の確認をいたしましたところ、何ら問題がありませんので、許可適当ではないかと判断いたしました。内容については、事務局説明のとおりでございます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、それでは採決いたします。

議案第19号、番号1、番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第19号、番号1、番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、

議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

なお、この際申し上げます。

本議案中、番号13について[]委員が、番号15について[]委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第20号、番号13を審議することとしますので、

[]委員の退席を求めます。

([]委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第20号、番号13について、事務局の説明を

求めます。

事務局 議案書 11 ページをご覧ください。

議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積
計画の決定について意見を求める。

令和 5 年 3 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、3 月 31 日を予定しております。

議案書 17 ページから 18 ページにかけてご覧ください。

番号 13 につきましては、5 筆 6, 366 平方メートルに利用権の再設定
のために申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号 13 につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第
3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第 20 号、番号 13 についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、それでは採決いたします。

議案第20号、番号13について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第20号、番号13については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長(奥平貢市)会長 次に、議案第20号、番号15を審議しますので、委員の退席を求めます。

(委員 退席)

議長(奥平貢市)会長 議案第20号、番号15について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

番号15につきましては、2筆2,285平方メートルに利用権の再設定のために申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号15につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長(奥平貢市)会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第20号、番号15についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長(奥平貢市) 会長 無いようですので、それでは採決いたします。

議案第20号、番号15について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第20号、番号15については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長(奥平貢市) 会長 次に、議案第20号、番号1から番号20のうち、番号13、番号15の2件を除く18件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地流動化の状況について、議案書23ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区43筆、64, 605平方メートル、安達地区17筆、29, 540平方メートル、岩代地区5筆6, 639平方メートル、東和地区4筆、5, 184平方メートル、合計69筆、105, 968平方メートルの計画内容でございます。

また、所有権移転の内容につきましては、二本松地区1筆、2, 166

平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書12ページの番号4から議案書14ページの番号6、議案書16ページの番号9となります。

議案書21ページの番号20につきましては、譲受人の経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号20のうち番号13と番号15の2件を除いた18件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

6番（武藤一夫）委員 番号20番の所有権移転なんですが、これについての単価を教えてくださいと思います。

事務局 武藤委員からご質問ありました議案第20号20番の売買金額でございますが、XXXXXXXXXX円というかたちになりますのでよろしく願いいたします。2,166平方メートルでXXXXXXXXXX円というかたちになりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 その他ご質問ご意見ございますか。

無いようですので、それでは採決いたします。議案第20号、番号1から番号20のうち、番号13、番号15の2件を除く18件について採決いたします。

議案第20号、番号1から番号20のうち、番号13、番号15の2件を除く18件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第20号、番号1から番号20のうち、番号13、番号15の2件を除く18件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第10、

議案第21号「令和5年度二本松市農作業労働賃金標準額並びに賃借料情報について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書24ページをご覧ください。

議案第21号 令和5年度二本松市農作業労働賃金標準額並びに賃借料情報について

令和5年度二本松市農作業労働賃金標準額並びに令和4年1月から12月までに締結（公告）された貸借における賃借料情報を次のとおり定める。

令和5年3月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書25ページをご覧ください。

はじめに、令和5年度の農作業労働賃金標準額につきましては、一般作業の金額を1時間当たり858円、1日当たり6,864円に増額、請負作業関係につきましては燃料・飼料等の高騰を勘案し、5%程度上昇させた額となっております。

なお、この表は、市内の農作業労働賃金の適正化と均衡を図るために定めるもので、労働能力やほ場整備により差異があると認められた場合は、当事者間で協議していただくこととなります。

この表の内容で標準額を定めるものであります。

続きまして、賃借料情報につきましては、令和4年1月から12月までに締結・公告された賃借料を表の下部に記載しております。

1の田の部分につきましては、二本松・安達地域と岩代・東和地域に分けて平均値、最高値、最低値、件数を載せております。2の畑の部分につきましては、市全体としまして平均値を載せております。3の採草放牧地につきましては、取り扱う件数が少ないため平成21年のデータを載せるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　　以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。

それでは意見が無いので採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第21号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第11、

議案第22号「二本松市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書26ページをご覧ください。

議案第22号 二本松市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程制度について

二本松市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

続きまして27ページをご覧ください。

こちらが、新たに制定される施行規程の条文になります。

続きまして議案書28ページをご覧ください。

今回の施行規定制定の趣旨でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律及

び二本松市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に伴い、制定するもので、4月1日の施行を予定しております。なお、市の施行条例につきましては、市議会3月定例会において審議されており、本日の市議会本会議で可決の見込みでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　無いようですので採決いたします。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第22号については原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第3回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後2時48分）

上記の議事の結果は、事実と相違ない事を証明するため署名する。

令和5年3月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 安 齋 栄

署 名 委 員 安 齋 喜八